

箕面市障害者市民施策推進協議会結果報告書

会議名：令和5年度箕面市障害者市民施策推進協議会

第1回障害者計画及び障害福祉計画部会

日時：令和5年（2023年）8月29日（火）午後3時～4時30分

場所：総合保健福祉センター 大会議室

出席者：構成員等8名、事務局4名

傍聴者：なし

協議内容：下記のとおり

1. 冒頭

- ◆事務局より、配布資料及び案件と時間配分を確認。
- ◆各構成員・オブザーバー、事務局から自己紹介。
- ◆改選後初回につき、部会長が選任されるまで事務局が進行する。

2. 各案件

【案件1】部会長の選出について

- ◆座長より岡本構成員が部会長に指名され、承認される。

【案件2】第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）及び 第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画の策定について

- ◆資料に基づき事務局より説明。
- ・ 令和4年度に実施したアンケートの他、6月に各障害者団体からアンケート形式にて意見聴取を行った。その他各会議体においても意見聴取しながら作成を進めているところ。
- ・ 本日の資料は初稿であり、平行して庁内関係部署に内容確認をしているため、今後も加筆修正はしていく予定。
- ・ 主な項目の見直し点としては、情報アクセシビリティ法に基づく施策、防災の取り組み、福祉人材の確保などが挙げられる。
- ◆以下のとおり質問、意見があった。
- ・ 資料2-3の21ページ（福祉サービス）の地域生活支援事業の番号が漏れている。
- ・ 療育・教育の充実（29ページ）のところで、来年度から公立保育所と幼稚園がこども園に統合される件について触れなくてもいいのか。
（事務局）
ご指摘の番号漏れについては修正する。現在庁内各課に同時並行で照会中のため、担当課と調整して検討する。
- ・ 資料2-2の振り返りが文章で、目標の達成度合いがわかりづらい。例えば計画相

談の事業所数が 12 ヶ所とあるが、足りているのかいないのかがわからない。

- ・ 手帳所持者じゃないが生きづらさをかかえている人の数値が見えない。例えば支援学級の在籍児の推移などが見えるとよいのでは。発達障害のかたや医療的ケアの人の数など、客観的に分かる数値資料があればいいと思う。
- ・ 現状を把握して、課題があって、今後こうしていきますという流れがわかりにくい。

(事務局)

N プランは理念的なもので文章が中心になっているのは事実。数値的な目標は障害福祉計画に掲載している。

生きづらさの定義がなかなか難しく、どこまで数値把握ができるか分からないが、地域福祉計画や高齢者福祉計画との連携により取り組む内容になると思う。数値が出せるものについては情報収集していく。

障害福祉計画では、サービスの見込量と、それをどう確保していくかの方策を示す。現状、計画相談が足りていないという声が大きいのには認識しているし、体制が十分でないことには触れる必要があると考えている。数値目標を出すことは難しいが、サービスの見込み量の確保のところで触れることになると思う。

- ・ 行政情報の提供の充実について、点訳・音訳・手話の表記はあるが、重度の視覚障害者にとって代読・代筆が大きな課題と認識している。地域生活支援事業の中に代読・代筆が含まれるので、分野としては福祉サービスかもしれない。補装具や公的給付などの通知を読むにも必要。

(事務局)

代読・代筆について計画の中でどう記載するかは検討する。

- ・ 現行は 10 年の N プランを、次期から 9 年にするとのことだが、今後も N プランと障害福祉計画の期間を合わせていくのか。

(事務局)

障害福祉計画は法定で計画期間が 3 年と決まっている。N プランを 9 年、障害福祉計画を 3 年で合わせたほうが目標が立てやすいと考えている。

- ・ 資料 2-3 の 31 ページ、医療的ケアについて。医療的ケア児コーディネーターの活用と書かれているが、その後この文言が出てこず、具体的に何をするのがわかりづらい。詳細を記載してほしい。

(事務局)

障害福祉室で初稿を作成し、必要と思われるキーワードを頭出ししている状況。現在、関係課に加筆修正を依頼しているところ。今の意見を踏まえて、具体的な方針がわかるように修正したものを次回にお示ししたい。

- ・ 資料 2-3 の 19 ページに、自立支援協議会において地域のニーズの抽出を行うとあるが、これまでに抽出された地域課題についてはどこに載っているのか。

(事務局)

障害者総合支援法において、自立支援協議会の役割として地域課題の抽出が求

められており、箕面市においては相談支援部会においてケース検討を行っている。これまで具体的にどのような課題を抽出してきたか、今の振り返り案では触れられていないので、担当室とも相談して検討する。

- ・ 自立支援協議会と重層的支援体制整備事業との関係は。

(事務局)

自立支援協議会は障害者総合支援法に基づくもので、重層的支援体制整備事業とは全く別のもの。箕面市はたまたま、自立支援協議会の事務局も重層的支援体制整備事業の担当も同じ地域包括ケア室が担っている。

- ・ 基幹相談支援センターが核になることはわかるが、総合相談もやるし、相談支援事業所の助言もやるし、困難ケースの指導もするし、地域づくりの核にもなると書いているが、対応できるのか。基幹相談支援センターの人数が足りているのか疑問。
- ・ 例えば、サービスも使っておらず支援につながっていない人をつないでいくのは、基幹相談支援センターなのか、委託相談なのか。役割がわかりづらいので、図式があればよいと思う。

(事務局)

ご指摘の件は自立支援協議会でも課題と認識し、検討中と聞いている。今後に向けて、役割分担を決めるといった目標を計画に記載するのも一つと考える。担当課には意見を伝える。

- ・ 資料 2-3 の 12 ページ、防災について。「福祉避難所に必要な物品や人員体制の確保などの検討を進めます」とあるが、もう一步踏み込んだ表現にしてほしい。災害は待たないなので、緊張感をもった強い表現で示してほしい。
- ・ この 10 年間は法整備が大きく進んできた。一方でそれぞれに基づく取組は自治体によってばらつきがある。法で定められたことを着実に実現していくべき。障害者基本法、障害者権利条約をふまえて見直した上で、N プランを作っていくべき。
- ・ 情報コミュニケーションの推進や、差別や偏見などの権利擁護の問題について、依然として差別意識があるという現状からすれば、権利意識の向上に向けた施策の推進を早急に進めていかなければならない。これまでの延長線上ではなく、市民を巻き込んだ形での人権擁護の取り組みが必要。
- ・ 防災について。災害時、実際に避難所に行ったときの対応は、各避難所にお任せするのが現状のようだ。最近、避難所における要支援者対応マニュアルに着手されているということで前進していると思うが、障害者を想定した計画や訓練をしているところは少ない。災害時の障害を持った人の死亡率が高いという調査結果もあるので、特に積極的に対応してほしい。要支援者の計画をつくるのが非常に大事と思う。

(事務局)

第 1 部の「はじめに」というところで、法制度の変遷や国の流れに触れる予定。

防災の部分も計画上どのように盛り込んでいくかは担当課と調整する。

- ・ 資料 2-3 の 6 ページにあるバリアフリー法に関連して、福祉のまちづくり条例との記載があるが、福祉のまちづくり条例ガイドラインを遵守するよう書いてほしい。この間も新駅が 2 つできているが、駐車場や点字ブロックなどの単体ではなく、駅舎全体、まち全体をどうバリアフリー化するのかという観点で取り組んでほしい。

(事務局)

今言っていた視点をどう盛り込めるか、担当課と話をしていく。

【案件3】 その他

- ・ 次回開催日程について

今後、10月と11月に1回ずつ開催する予定。

以上